

平成28年第4回長与町議会定例会産業厚生常任委員会会議録（第2日目）

本日の会議 平成28年12月13日

召集場所 長与町議会議場（第2委員会室）

出席委員

委員 長	河野 龍二	副委員長	分部 和弘
委員	浦川 圭一	委員	饗庭 敦子
委員	西岡 克之	委員	吉岡 清彦
委員	竹中 悟		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長 富永 正彦

説明のため出席した者

健康保険部長 谷本 圭介
(健康保険課)

課長	志田 純子	課長補佐	藤崎 隆行
課長補佐	中村 宰子	係長	松田 祐貴
主事	小野 陽太		

建設産業部長 緒方 哲
(都市計画課)

参事	山口 新吾	係長	永石 大祐
主任	山口 和樹		

水道局長 木島 英利
(下水道課)

課長	濱 信二	課長補佐	山崎 禎三
主事	藤野 亮		

本日の委員会に付した案件

議案第 71号 長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第 90号 平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第 91号 平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

議案第 92号 平成28年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）

所管事務調査 公園遊具の管理状況について

開 会 9時26分

閉 会 12時19分

○委員長（河野龍二委員）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、本日の産業厚生常任委員会を開会します。

平成28年第4回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第71号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

皆さんおはようございます。今日は税の改正ということで提案をさせていただきます。よろしくお祈りします。その前に、資料をお配りさせていただきます。

それでは、議案第71号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。なお、本会議で町長が申し上げたものと重複するものがございますがご了承ください。

本町における国民健康保険特別会計の現状は、非常に厳しい財政状況にあります。国保の被保険者は年齢構成が高く、医療費水準も高くなっております。しかしながら、加入者は減少し税収は減り続けている状況にあります。平成26年度決算では、単年度収支で約1億5,900万円の赤字となり、24年度からの繰越金により何とか収支を保つことができましたが、平成27年度においては、皆さんご承知のように1億667万円の不足が生じ、平成28年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）で繰上充用を行い歳入欠陥補てん収入を計上いたしました。現在9,113万7,000円が不足額として残っている状況でございます。平成28年度の単年度収支では不足額は生じないと見込んでおりますが、平成29年度においてはさらに不足額が増大する見込みとなっております。このような状況を踏まえ、次の3つの項目を基本におきまして税率改定の検討を行ってまいりました。1点目としまして、長与町国民健康保険特別会計は原則基金運用を含む独立採算での会計運営を維持するとしております。これは一般会計からの法定外繰入は国保被保険者以外の住民が多く、その方々が国保の費用を負担することとなることから、本町におきましては原則として行わない考えであります。2点目は、収納推進課との連携を強化し、口座振替の推進や滞納整理を積極的に行い、収納率を向上させるとともに、滞納額の減少を図るものとしております。国保の被保険者は所得の低い方が多く、滞納となる件数も増えております。今後も収納推進専門員の指導を仰ぎながら滞納者との接触を図り、相談に対応する体制を築くことで、確実に納付に導くとともに、払えるのに払わないという悪質な滞納者に対しては、さらなる滞納整理を行っていくこととしております。3点目は、生活習慣病を含む疾病の予防と重症化予防を図るものとしております。現在も特定健診、がん検診の受診勧奨や健康相談、健康教育等を通して正しい知識の普及や生活習慣病改善の支援を行っておりますが、今後はさらにPRの拡大や健診後のフォロー等の強化を図り、将来的な医療費の削減につなげていける

よう努力してまいります。このような項目を基本において次のような税率の見直しを行いたいとして、先般、国民健康保険運営協議会へ諮問し、承認をいただいたところでございます。

それでは、今回の改正内容につきまして説明を申し上げます。資料は参考として議案に添付しておりますものと新旧対照表をご覧ください。第3条から第5条の2は医療分の基礎課税額で、第3条第1項は所得割の税率を改めるものでございます。第5条は被保険者均等割額を、第5条の2は世帯別平等割額について特定世帯及び特定継続世帯以外の一般世帯、特定世帯、特定継続世帯のそれぞれの額を改めるものでございます。第6条から第7条の3は後期高齢者支援金分で、第6条は所得割の率を改めるものです。第7条の2は被保険者均等割額を改めるものです。第7条の3は、世帯別平等割額を一般世帯、特定世帯、特定継続世帯のそれぞれの額を改めるものです。第8条から第9条の3は介護納付金分で、第8条は所得割の率を改めるものでございます。第9条の2は被保険者均等割額を、第9条の3は世帯別平等割額を改めるものでございます。第21条は軽減に対する均等割額及び平等割額を定めるもので、第1号は7割軽減関係でございいます。第1号イは医療分の均等割額の軽減で、同号ロは医療分の平等割額の軽減額で、それぞれ（イ）が一般世帯、（ロ）が特定世帯、（ハ）が特定継続世帯の軽減割を改めるものでございます。同号ハは支援分の均等割額の軽減額で、同号ニは支援分の平等割額の軽減額で、それぞれ（イ）が一般世帯、（ロ）が特定世帯、（ハ）が特定継続世帯の軽減額を改めるものでございます。同号ホは介護分の均等割額の軽減額で、同号ヘは介護分の平等割額の軽減額を改めるものでございます。同条第2号は5割軽減額、同条第3号は2割軽減額関係でございいますが、同条第1号と同様、それぞれの区分で均等割額、平等割額の軽減額を改めるものでございます。

続きまして、長与町国民健康保険税率改定資料についてご説明します。

では、1ページ目をご覧ください。こちらは平成24年度から平成29年度の収支の状況を記載した表でございいます。年平均保険者数は年々減少しており、特に平成27年度から28年度にかけては351名も減少しております。一方、世帯数につきましては大きく減少しておりません。これは1人世帯や2人世帯の増加が要因と考えられます。これからの説明は、平成28年度、29年度を中心に行います。平成28年度歳入ですが、保険税につきましては加入者の減少に伴い税収も減少しておりましたが、税率改正と収納推進課の連携により収納率が向上したことにより、昨年度よりも約6,000万円増収となる見込みです。次に国・県支出金についてですが、療養給付費等負担金は平成27年度の後半に保険給付費が増加し、その増加分につきましては平成28年度に交付されましたが、今年度は保険給付費が減少しているため、約3,000万円減少する見込みです。また、国の特別調整交付金は、原爆被爆者等の減少により約1,600万円減額を予想しております。退職者交付金につきましても、被保険者数が減少し約6,600万円減額となっております。その他、共同事業交付金は保険給付費等が減少した

ため約5,000万円の減額が見込まれます。歳入の総額は47億7,569万4,000円で、27年度と比較して約9,000万円の減少となります。

次に歳出ですが、保険給付費は約1億7,000万円の減少を見込んでおります。また、国庫補助金等返還金は平成27年度の保険給付費等の支出が多かったため発生しておりません。歳出の総額は48億8,353万7,000円で27年度と比較して約8,800万円の減少と見込んでおります。結果、平成28年度の単年度の収支を見ますと、昨年度から約1億円改善するため、ほぼ赤字は出ないと予想されますが、昨年度の繰上を含めると約1億800万円の赤字になる見込みです。

次に平成29年度の歳入ですが、保険税につきましては現行の税率で試算すると約8億2,412万7,000円の収入が見込まれます。被保険者数の減少により2,330万円ほど減額するものと考えております。また、療養給付費等負担金や各交付金につきましても減少が見込まれるため、歳入の総額は46億9,220万円となります。

次に歳出ですが、被保険者数は減少しますが1人当たりの医療費は伸びると予想されるため、総額は大きく変わらないと見込んでおります。国庫補助金等返還金につきましては、平成28年度の保険給付費が少なかったため3,000万円ほどと予想しております。その他、前年度の繰上充用金を含めると歳出の総額は48億9,059万8,000円で差し引き1億9,839万8,000円の赤字になります。

2ページをお開きください。左上のグラフは、被保険者数の年推移と構成比を表しております。被保険者数は毎年減少しておりますが、高齢者の占める割合は年々高くなっております。右上のグラフは、保険給付費の年推移を表しております。平成27年度は1人当たり・総額ともに高かったです。その後、1人当たり保険給付費はあまり伸びておりませんが、被保険者が減少しているため総額は減少しております。下段の後期高齢者支援金及び介護納付金は、1人当たりの金額は年々増加しており、今後も増加が予想されます。

3ページをお開きください。この表は各市町の医療費の比較を行っております。長与町の医療費は、県平均の医療費より低い状況にあります。特に今年度は県内でも12位と低い位置にありますが、昨年度のように後半大きく伸びることもありますので、非常に見込みが難しい状況にあります。

次に4ページをお開きください。この表は県内各市町村の国保税の一覧表です。現在長与町はモデル世帯で試算した場合、年間22万9,800円で、県平均より2万3,848円安くなっております。改定案では表の1番下に記載しておりますが、26万1,300円となり現在より3万1,500円の増額、県平均より7,652円高くなります。

次に5ページをお開きください。この表は税率改定後の税収の見込みを表しております。平成29年の税収を現行の税率で試算すると7億8,445万7,477円の見込みとなります。試算案で試算すると8億8,456万8,580円となり、約1億円の増収となる見込みです。

次に6ページをお開きください。国保被保険者に係る所得階層別状況を示しております。横列が世帯人数や軽減世帯数を、縦列が課税標準額を50万円区切りで示しております。国保加入者の世帯5,650世帯のうち1人世帯が2,873世帯、2人世帯が2,038世帯あり全体の86.78%を占めております。また、課税標準額税0円の世帯が1,961世帯、1円から50万円の世帯が805世帯、50万から100万円の世帯が773世帯、100万から150万円の世帯が728世帯で、150万円以下の世帯が全体の77.3%を占めております。1人世帯及び2人世帯で100万円以下の世帯は3,229世帯で57.0%を占めております。

7ページをお開きください。標準課税所得階層パターンによる年税額を現行の税率と比較したものです。パターン1は課税所得0円の場合、介護保険納付金を支払わない70歳未満65歳以上で1人世帯の場合、1万6,900円が1万9,400円となり、年2,500円増加します。2人世帯では2万5,600円が2万9,700円となり、年4,100円増加します。40歳から64歳の1人世帯の場合2万1,200円が2万3,900円となり、年2,700円増加。2人世帯の場合、3万2,500円が3万7,100円となり、年4,600円増加します。パターン2は課税所得50万円の場合、パターン3は課税所得100万円の場合というように、所得段階別に比較表を作成しておりますので、ご参照ください。以上が資料の説明となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

ただいま提案理由の説明をいただきました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

今説明をしました。どこもこういう状況かなと思うんですけども、他の町村でもこういう今の見直しとかいうのが話題として上がってるんですかね。医療費の増額とかいう問題も含めて、どうですか。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

平成29年度、来年度の市町村国保税改定予定ということで、県内の市町村にすべてお問い合わせをさせていただきました。その状況によりますと、現状維持というところが10市町、検討中というところが7市町、未定というところが1市町、改定予定というところが3市町あります。まだそんなに具体的にという段階ではないですけども、状況によってはかなり検討しなければいけないというところで、お返事をいただいています。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

説明資料の中でちょっとお尋ねをさせていただきます。税率改定資料の分で、先ほどご説明がありましたけれども、この平成28年度の見込みのところでは保険税の滞納がここだけちょっと非常に増えてるかというふうに思います。まだ見込みではあると思うんですけども、その分がどういう試算がこういうふうになったのかと、もう一つ、悪質な滞納者には今後も納めていただきたいというふうなお話だったかと思うんですが、悪質な滞納者がどれくらいいらっしゃるのか教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

平成28年度執行停止という事で、これは払える見込みがないという所が、全体で108名いらっしゃいました。内、財産が無いという方が9名。生活が苦しいという方が28名。行方不明が9名。外国人の労働者の方が国外転出という事で62名という事で、この108名の方についてはもう取れないという状況にあります。それと、28年度不能欠損見込みという事で、これももう取れないというところが98名というところです。それと分割で納付しますという方が195名という事で、滞納の358名の方の内195名が分割でという状況で、悪質なところがあるところが具体的にこういうケースっていうのを聞いていないというところで、先ほど言いました執行停止の状況とかで聞いている状況です。

○委員長（河野龍二委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

28年度の滞納繰越分がなぜ増えているかということですが、28年度から収納推進課の方に国保税の滞納分、現年で未納になりそう、督促状が出た時点で収納推進課に引き継ぐようにしておりますので、収納率自体が前年度と比べて上がっておりますので、見込みとしては27年度3,100万だったものが4,400万ということで上げさせていただいております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

収納率が上がることで見込みが上がりますよということと理解しました。そうするとその今後の収納率を上げていこうというお話であったかと思うので、29年度の見込みも上がるのかなと思うんですが、その辺りはどんな感じですか。滞納が極端に減るわけじゃないから上がるのかなと思うんですけども、それはどういうことでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

滞納につきましては、収納推進課の方針として、やはり滞納繰越をさせないという方向に力を入れておりますので、現年のうちに何とか納めていただくということに力を入れておりますので。滞納に行かないような方向に力を入れているという関係で、滞納分の収納率は上がるんですけども、滞納にできるだけ行かない方向ということで考えておりますので、見込みとしては28年度より29年度をちょっと少なく見込んでおります。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

そしたらもう1つの悪質な滞納者はどこまでが悪質か分からないということでありまして、全体的に395名は滞納していると。今後、保険税率が上がっていくと滞納と言うか、払えなくなる人が増えるのではないかという危惧もあるかと思うんですけども。その辺りを含めてこの395名の方もやっぱりこう上がっていくわけでしょうから、滞納したとしても。その辺りの対策はどんなふうに考えておられますか。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長

○健康保険課長（志田純子君）

今滞納されている方というのは、所得がやっぱり少ないというところの方が多い状況にあります。収納推進課と連携を図りながら生活支援と言いますか、生活を応援というか、整理という部分で、先ほど言いました分割とかそういうところで、滞納にならないように支援をしていこうということで話し合いをしております。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

ではもう1点、その滞納された方から生活保護とか生活困窮者の対策ができる方ということで、移行される方というのが何名ぐらいいるか把握できていますでしょうか。滞納している方で生活困窮者の方が多いかと思うんです。その方が、生活保護世帯になるのか、生活困窮対策みたいのところにつなげていっている方が何名ぐらいいらっしゃるかなというところでお尋ねしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

28年度の状況の数字を持ってないんですけども、27年度の分納状況ということで、滞納者963人中344名が分納ということで、3人に1人は今分納の状況に応じてもらっておりますので、引き続き多分、分納されている方は28、29とかも入っていく

んじゃないかなというふうに予想しております。そこにつきましては、収納推進専門員とかを中心に支援をして、そしてやっぱり生活保護にという方は福祉課と連携という形で、各課連携をしながら行っております。ただし、実数については把握してない状況にあります。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

実数については把握出来てないということですが、やはり横の連携で今後もされていかれると思うんですね、これにやっぱりこうどれくらいつなげていったのか。この方は今後払っていただくとか、いろいろあると思うんですが、そこでやっぱり人数も必要になってくるんじゃないかと思うんですが、今後そういう形で人数も含めてしていただきたいと思いますと思うんですが、どうでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それにつきましては、ぜひ実態を把握する意味でも人数をつかんでいきたいと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

毎回のことですけども、入りと出、保険料の入りと医療費の支出、先ほど3つの大きな基本で基金を中心にして、法定外収入やらないとか、今出てる収納制度のあれで収入を上げるとか、どうしても収入は限度がどうしても限定されてくる。しかし出の方は結構、使い出せばきりが無いわけですが、先ほどの説明でもあったように予防とか、いろんな形でのそういうので医療費の抑制を図るといのが、基本的な話があったわけですが、どうしてもこの行き出したらなかなか病院に、止められないというか、行かないとなんか気が済まないというか、高齢者のなんていうか、心理と言うか何かそういうのがあるような気がするわけですね。僕だっていつそのようになるか、今行っているのが歯医者で腰がちょっとなった時に行くぐらいであまり病院とか行かないのですが、歯医者とかよく行きますが。だからそういう出の方のやっぱりそういう対策というのがやっぱり、取るのは優しいか分からないけども。出の方の対策っていうのが、いつもこう話してるように大事なことでないかと思うわけですが、予防とともにどういう形でそういう出の方の抑制というか、行くなどと言わないのか分からないけれども、そういうところのこういう上げることによって、そういう時に一緒に医療費のこういうことになってるから治療のあり方とかなんとかの住民に対するお願いというか、何かそんなのも大事じゃないかって気がするんですけども、どういう形でそういうのに一般の人

たちをお願いしていくか、ちょっと考えておればお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

まず、一般の方には健康教育等を通して、まず生活習慣病の予防とかそういう部分で正しい知識の普及というのをまずしております。次に特定健診ということで、受診をしていただいて、自分の体を知ってもらうというところ、そこをしていただいて、それに対して自分は何をすれば良いかというところで健康相談、健康教育を展開しております。あと病院にかかっている方につきましては、2か月に1回医療費の通知ということと、ジェネリックの推進ということでさせてもらってます。あと、役場内でも健康づくり幹事会っていうのを開きまして、各健康づくりに関係する課長に国保の状況とかも説明をして、やはり町全体を挙げて予防に取り組んでいこうということで、理解を今、してもらっているという状況にあります。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

基本的な考え方なんですけど、今度改善することで約1億ぐらい上がるということなんですけど。この補正予算という形でこういう形で出てるんですけど、今後の想定としてまたこれが何回もあるということになると困るので、どれくらいまでを想定して今度この数字を出されたのか、もうこの29年度1回だからということで、その数字だけを目標として出されたのか。もしくはそのスパンとしてどれくらいの期間を考えて、この金額を出されたのか、その辺をひとつお尋ねしたい。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

まずスパンについてですけども、一応平成30年度に県に1つになりますので、その時に県から長与町はいくら出してくださいというふうなことになるかと思います。その時にもう一度税率というところで見直しもしくは現状維持ということになるかと思うんですけども、そのいくらというところによって、かなり大きく変わってくるんじゃないかと考えております。今回その1億ということをお願いをしておりますが、この1億上げて先ほどの27年度に出た赤字がすべて埋めれるかと言ったら、ちょっとそれは疑問に思っております。ですから、3年、4年というちょっと長期にわたって返していくような形になるんじゃないかということで考えております。ただしそれが、きっちり3年とか言うことが出来ないという部分もあります。というのは、医療費というのが本当にどんと上がる、特に今新薬とかが出ておりますので、すごい上がり方をしている年もあります。今回長与町は新薬の影響が少なかったので、医療費が少なく済んでおります

が、他の市町村の状況を見てももらうためにもこの表の中に資料を入れているんですけども、やっぱり大きく上がっているところは上がっているんですね。それはそういう新薬の影響とかが大きいということで聞いておりますので、いつ長与町もそういう状況に陥るか分からないので、何年というところではっきりした年数というとは、今のところは言えないような状況にありますが、今回1億というところで提案をさせていただいております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

30年度から県になりますよね。その時、県から簡単に言えば、長与町の負担金はいくらですよと言ってきますよね。その前に今の話だと赤字が出ていたと。ただ、県の負担金も来るかもしれないけども、それ以上に赤字を出していたら、現場の人たちとか、国保の人達はそれを負担するために少し県よりも多く、国保税を納めなければならないという理解でよろしいんですか、赤字が解消されるまで。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

そういうことになります。県がいくら示してくるかによって、もし今の税率よりも県が低く、もし設定した時は、今の税率で埋めていきますし、県が今の税率より高かったらまたちょっとプラスという形になってくるかと思います。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

今の話でも平成30年度に県に行くということですけども、それも含めて今度のこの改正、決定してからでしょうけれども、町民への説明、国民健康保険に入っている方への説明、30年度もどうなるのかなという不安はたくさん持っておられるようですので、そのあたりはどのように周知をしていけますか。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それにつきましては町の広報、そしてホームページ、それと税の納付書とかを送る時に個別で、書面にはなるとはありますが、周知を図っていきたくて考えております。

○委員長（河野龍二委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

3つの項目の中で、特定健診・がん検診の受診率アップも謳われてますけれども、そ

の方たちが受診・健診受けて、各種指導相談あるいは教室に結びつけて改善させていくというねらいというふうに思いますが、受診した方イコールその方たちがすべてそういう項目も受けている環境にあるのか。受診率だけアップして、結局改善されなかったら一緒のことかなというふうに思うんですけども、そういった指導教室、それと相談関係、受診者がすべて出来ているものか、いや100%出来てないで、あるいは出来てない人の取り込みをどのように考えているのか、そこの2点ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

まず受診率の方なんですけども、27年度は43.6%ということで、前年度よりも受診率は伸びております。今年度の受診率については、同じ10月を比較した場合、27年度は22.2で、今年度が24.5ということで、今年度も少しながら上昇をしている状況です。特定健診の43.6%のうち保健指導の対象となった方というのが、率で言ったらメタボ症候群に関する事項ということで、同症候群の該当者が17.2%ということで487人の方がいらっしゃっております。その中で、特定保健指導とかをしていくんですけども、大体半分ぐらいの方がその指導を終了した状況になっております。この方たちが27年度の状況なんですけども、ではどのくらいで改善したかということになるかと思うんですけども、これはまだ28年度の今度、健診を受けないと結果が出ないので、ちょっとその前のお示しをしたいと思います。26年度に健診を受けて、27年度に改善したという方が積極的支援と言って、腹囲とあと2つ項目がひっかかった方というのが5人、指導をしています。積極的支援からもう非該当になったという方は3.2%、動機付け支援から非該当になったという方が21.2%、積極的支援から動機付け支援になったということで26%ぐらいの方が改善できたということになっております。変化がなかったという方も同じく25%ぐらいいらっしゃいます。それと薬が、服薬開始になったという方が14.1%。この服薬開始になったという方はもう指導の対象から外れていきます。逆に状態が悪くなったという方、この方が1.9%います。それと26年度は受診したけども27年度未受診で、状況がどうだったか比較ができないという方が32.7%いたという状況になっております。指導してもなかなかできないとか、あとは前受けたけど受けてないという方が多いということが現状だと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

なかなか、今、数値的に聞きましたけども。指導して、ちょっと何かで継続してやってない方もおられるということで、そういったところやっぱり周知の徹底やっていかな

いと、結局良いところまで来て、またやらなかったら結局まだ悪化していくというような方向になるし、それが保険料に乗っかっていくのかなというふうに、そういった周知方法をどのように、今後考えられているのでしょうか。そこ1点だけ教えていただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

特定健診の未受診者の方に対しては個別で今訪問をすべて実施しております。ご自宅に伺って健診の方受けてくださいということで働きかけをしている状況です。それとあと、町の広報とかにも特定健診を受けましょうと、集団健診はいついつですということ、かなりの頻度で掲載をしている状況です。それとあと今、1階の健康保険課の窓口にも少しデコレーションとかをして、受けてくださいということで役場に来られた住民の方にも分かりやすいようにPRを図っております。そして、あとは各事業、私たちが地域に出たりとかする仕事も結構あるんですけども、その中で最後に必ず特定健診を受けましょうということで、直接皆さんにもお話をさせてもらっている状況です。

○委員長（河野龍二委員）

中村課長補佐。

○課長補佐（中村幸子君）

ただいまの課長の説明が生活習慣病を予防する特定健診についてでした。先ほどのご質問の中にはがん検診の内容がありましたので、それについてお答えさせていただきます。まず、特定健診が生活習慣病の予防というのが目的なのに対して、がん検診はがんの早期発見そして早期治療になっております。やはり早期で発見しないと、がんは高度医療といいまして、まず新薬が発売されておりますので、もちろんひどくなりますと医療費も高騰しますし、医療も進んでおりますので、かなりな医療費の高騰につながるかと思えます。それに対して、がん検診を受けていただくということで医療費を抑えるというもので、もう生活習慣病以上にがん検診を受けていただくということが即医療費抑制につながるかと考えております。ただ、国の方も受診率50%を目指しておりますが、長与町でも胃がん検診はまず10%程度、そしてその他の検診も30%前後にとどまっております。がん検診も特定健診と同じように、受診率向上に向かっていろんなPR、そして普及啓発ということで取り組みを進めております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

先ほどの中村の説明に補足をさせていただきます。実際の医療費が、がんはどのくらい下がったかということになるんですけども、平成27年度の件数は251件あって金額の方が1億9,000万ほどがんでかかっております。28年度、まだここ途中なんで

すけども、現在235件で1億8,100万ほどかかっているという状況で、あと何か月か残しておりますが、多分がんについては27年度よりも少し医療費としても減額が見込まれるんじゃないかというふうに思っております。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

保険税が減っているのは被保険者数が減少しているからというご説明があったかと思うんですけども、この被保険者数が年々こう減っていつているんですけども、それはどんな理由があって減っていつているというふうに把握をされてますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

保険者数の減少につきましては、後期高齢者に移っている方もやはり多いということと、あとは景気の回復とか政府の方の考えが社会保険にという考えがありますので、そういうのを踏まえて、社会保険に移る方が今増えているという状況にあります。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

ということであれば今後もやはり、29年度まで予測はもうしてありますけれども減っていくであろうという形で、保険税が減ると県と国の支出金も減ることだったんですかね。何か9,130万円減っていますというご説明があったかと思うんですが、県とか国からもらう分も減るというのはやっぱり人数に伴ってというご説明だった、そこがちょっと分からなかったので、そこを教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

国からの補助金とかいうのが、医療費にいくら払ったかというところにかかってきます。結局人数が減るということは、医療費も少し総枠あまり増えないということになるかと思しますので、そこを予想して少し減額しております。

○委員長（河野龍二委員）

それでは、質疑をしたいので、委員長交代します。

○委員（分部和弘委員）

委員長交代します。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

それでは、まずは提案理由の1点目です。27年第4回定例会の時にも28年度分の

保険税の引き上げがされて、その時の提案理由の1点目は同じ理由ですよ、今回も。先ほど同僚議員から出ましたように、県に移行後も町も28年度から繰り越した分の赤字があればということで、その上積みして保険料がかかる場合があるということです。これやはり現状、こういう状況だとやはりこうずっと負担は増える一方ではないかなというふうに思うんですよ。やっぱりこの提案理由の1点目のやはり一般会計から繰り入れというのを、私はもっと早い時期に検討するべきだったというふうに思うのですが、いまだやはりこれをやらないという姿勢が、もう一つ理解ができない。前回も同じような質問をさせていただいたんですよ。他の自治体では、いろいろな条件があるのかもしれませんが、やっぱりやっている自治体もあるというところでは、やはりこのやるべきではないかなというふうに思うんですが、ここがなかなかそうならないという理由を改めて、どういう議論を経てそういう結果になっているのか、議論の経過も含めて、教えていただきたいというふうに思います。

○委員（分部和弘委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

今回、この税率改定に伴いまして理事者とも何回か協議を重ねてきました。その中でやはり長与町は人口の4分の3は社会保険に入ってるという状況を踏まえすと、やはりその方が二重払いになってしまうということで、やはりそれは出来ないんじゃないかということで、その公平性とかいう観点から考えて、長与町はやっぱりしないという方向でいきましょうということで、協議の方がまとまったという状況になっております。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

ずっとそういう議論ですね。ただ、もうそこはどこの自治体でも同じ状況だというふうに思うんです。大きな自治体でもそういう障害といいますか、いろんな条件を乗り越えて対応しているので、私は早急にというか、仮に県に移行した後も、いわば借金払いみたいにその加入者に負担を負わせるというのは、いかがなものかなというふうに思うんですよ。これはもう、さらに質問しても答えが出てこないと思いますので、私は十分そういう議論をすべきだというふうに思います。提案理由の2点目ですけど。ここもほぼ前回引き上げた時と同じ提案理由ですよ。先ほど同僚議員から質問があつて、では悪質滞納者はどう見ているのかというところでは、現状はどういう状況か、この方が悪質滞納者だつていうのはつかんでないと。しかし、その提案理由では悪質滞納者を解消するみたいな提案理由をされているわけですよ。そこ非常に矛盾しているんじゃないかなと。前回その上げる時も、悪質滞納者がいるんだと。そういうところを解消して税をきちっともらうんだと。前回の時には、28年、29年はこれでいきますというふうな提案をされているわけですよ。そこが今の答弁ですと、では悪質滞納者とはどう

いう人たちですかっていうのが、いやよくつかんでないんですよと。では前回の提案理由が何だったのかと。その前の悪質滞納者というのが、実際にたのかいなかったのか分からないという状況なんですね。これやはりどう考えていいのかですね。やはり税を引き上げるためにこういう提案理由を作ったのではないかというふうに思われてもしようがないと思うんですけども、その辺についてお答えいただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

先ほどの悪質滞納者ということで、収納推進課とそこも一応、議論をしております。その結果、悪質かなというのは不動産とか動産とか、あと預金とかそういうのを全部調べて、なおかつ払える状況にあるっていう方が悪質滞納というふうな定義といたしますか、考え方になっているということでは聞いてはいるんですけども、先ほど言いましたようにその件数が何人かというところをちょっと私の方が聞いてなかったもんですから、把握が出来ていないという状況なので、まずはそこをしっかりと把握をさせてもらいたいと思っております。それとあと先ほどの28、29、2年間ということで、前回提案理由を挙げさせていただきましたが、その時のやっぱり見込みが甘かったために、今回の27年度に大きく赤字を出してしまったというのがあります。そこを踏まえて、2年間と言ったのにといい思いもあるとは重々分かりますけども、現実やっぱりもう1億円は足りないというのがありますので、ここの提案理由に書いてありますような項目を基に今回、提案をさせていただいたというところに至っております。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

提案理由は提案理由として、私はそういう疑問を持たざるを得ないというところを言っておきます。それでちょっと中身の部分に入ってきますが、まずは前回引き上げの折には、課税所得0の場合、課税所得50万円の場合というのは、国民健康保険料の27年度から28年度は国民健康保険税は下がってますよね。前回の資料をちょっと出してきたんですけども、0の場合、同じパターンで数字をしてるんですが、28年度の保険税の改定の時に0所得の場合は、前回、そのいわば27年度の保険税より28年度保険税は下がりますというふうになってるんです。数字で言いますと、40歳未満60歳以上では1,600円下がります。40歳～60歳の1人世帯の場合2,300円下がりますということで、一定所得がある人からは保険税もらいますけども、所得がない、いわゆる0所得ですから、所得がない人からはこれ保険税下げますというふうに提案しているんですが、今回所得がない人からさらにその保険税を上げるというふうな形になってますんで。これちょっとやっぱりどう捉えて良いのか、公平の負担というふうに言えば、それでおしまいかもしれませんが、所得がない、いわゆる課税所得ですからいろん

な控除等々があった後の所得でしょうから、それは払える状況はあるかもしれませんが。極端に言えば前回、40歳未満65歳以上の1人世帯では1,600円下げという、今回2,500円上げているという意味では、トータル4,100円上がっているというふうに、27年度からすると下げという上げというのは、ちょっとこれはいかなものかなというふうに思うんですけど、ここの根拠に至った理由が少し分かればというふうに思います。課税所得0の場合に、負担を増やしてもらうというふうに至った理由。全体を計算してこういうふうになったというふうに見えるのか、ちょっと僕はやっぱり所得が0の人の保険税を上げるっていうのは、ちょっと理解しがたいなというふうに思いますんで、そういうふうに至った経緯、数字的にこうなりましたというふうな答弁でも構いませんけども、ちょっと至った経緯を教えてくださいたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

今回、税率の改定案を出させていただく際に、所得割、均等割、平等割というところの配分をやはりどうするかというところでかなり議論をしてきました。前回、やはり所得の高い方にたくさん出してもらうような考えで改定をしておりましたので、またその上にまたその所得の高い人からというのは、いかなものかというところもありまして、もうちょっと公平にという部分で、少し今回所得割の方の比重をちょっと上げさせていただいております。以上です。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

今回の引き上げの根拠と言いますか、国民健康保険特別会計の赤字だというふうに考えて良いんですね。それで、いわゆる後期高齢支援分、介護分も同時に値上げしていただきますよね。通常、いろいろな負担分があるのかもしれませんが、特別会計の赤字になった原因というのがそもそも突発的な医療、大体見込みでやれると思っていたところがあって、それが急にやっぱりだめになったと。それは、その突発的に医療が急激に増えたというのが原因じゃなかったかなというふうに思いはするんですけど、そういう中で支援分だとか介護分を上げる必要性があったのかというふうなところがちょっともう1つそこもあるんですけども、これに至った経緯もちょっと教えてくださいたい。続けていいですか。その医療費の赤字ならば医療分だけの引き上げでも可能ではなかったかというふうに思うんですけども。いわゆる後期支援分というのは後期高齢者支援金として出る分ですよね。介護も介護保険として出る分なんですよ。実際は、国民健康保険の特別会計の中で医療分に使わない分ですよ。そう考えて良いですね。そうすると、支援分と介護分の引き上げというのが必要だったのかなというふうにちょっと思うんですけども、それはちょっと考えがあれば教えてくださいたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それにつきましては長与町国民健康保険税条例という中の課税額というところで、第2条に基礎課税額、後期高齢者支援金課税額、介護納付金課税額の合算額とするというふうに記載しておりますので、それを踏まえて基礎課税額だけではなく、後期も介護も一緒に含めて税を考えていったという経緯があります。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

ちょっと申しわけないです、ちょっと私も理解してないんですけど。以前、こういう国民健康保険税の議会の議論をした範囲の中で、例えば介護分が非常に長与町としては低い、これは議論した例ですけども、介護分が低いと。介護分だけでも保険税を上げたいみたいなこういういろんな、出てきたんです。だから、確かに他いろいろ全体が国民健康保険税条例の中に入っていますけども、医療分の税率と支援分の税率と介護分の税率、これに分かれていますよね。同時に支援分、介護分と増やすと非常に税が大きく増えるみたいな形になるので、医療分だけでも、というふうな対応ができないものなのか。それも出来ないなら出来ないで良いですけども、多分可能なんじゃないですか。医療分の所得割だけをいくらぐらいにしますよと。介護分はそのまま据え置きですよとか、支援分は据え置きですよというのは、これ、それぞれ分かれていますので、条例としては可能だと思うんですけども、そういう発想にならなかったのかちょっと教えていただきたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

すいません、全くそういう発想になっておりませんでした。もう合算という考えで行ってりましたので。ちょっと藤崎の方から答えますので。

○委員（分部和弘委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

今回、税率の改定、税率を考える時におきまして、医療分、後期分、介護分ということで、基本的にはそれぞれで収支を考えるとことになっていますので、それぞれで考えた結果、やはり後期分も収支のバランスが取れてないと。介護分につきましてもバランスが取れてないということで、それぞれ税率を改定させていただいたという結果になっております。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

最後にしますけども、比較的長与町は国民健康保険税の課税が低い自治体だったんです。前回までも自治体順位で17番目ということで、これ以下の時も多分あったような記憶があります。今回、他の自治体がどう動くかよく分からないですけども、提案されているのは今度県下で6番目になるということで、負担としては非常に重い負担になるような感じがするんですよね。先ほども出ましたけども、やはり相当住民の皆さんのいろんなご意見もこういう形であれば出てくるというふうに思うんですよ。なかなか将来的なことはあれですけども、やはりいろんな努力をされているのは理解したいと思いますが、やっぱりそういう努力をする中で、やっぱりこの県の移行後それが可能になるかどうか分からないんですけども、やはりその一定加入者にあんまり負担増ばかりではなくて、いろんな形で対応していただきたいというふうに思うんですが、今後こういう形で提案されて、これが議会で可決されれば、これを皆さん方をお願いするわけですから、その辺の担当課としてのいわゆる加入者に対する、手厚い対応といいますか。そういうのがあってまた、率直に言いますと県に移行された以降も出来ればその保険税の税額を引き下げる努力をするというふうなそういう思いがあるものなのか、ちょっとそういう考えがあればお伺いしたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

河野議員が言われるように、本当に出す方をいかに小さくするかというのが健康保険課の役割だと思っております。それをするには先ほど言いました、がん検診、そして特定健診、そういうところの受診率アップと、あとはもう地域での健康教育とか健康相談、そういうところで正しい知識を持ってもらうというところで、そういう健康づくり活動というのを今後さらに進めていきたいと思っております。それとあと加入者の方々には、やはり丁寧な説明が必要だと思っておりますので、ホームページとか広報ももちろんですけども、私たち自身の言葉でそういう皆さんの集まりとかにももっと積極的に出て行って、そういう場をお借りして説明等をさせていただきたいと思っております。

○委員（分部和弘委員）

委員長交代します。

○委員長（河野龍二委員）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第71号、長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で11時まで休憩いたします。

(休憩 10時43分～10時55分)

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

本常任委員会に付託を受けました議案第90号平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

議案第90号、平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。今回の補正は歳入歳出それぞれ756万1,000円を減額しまして、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ50億7,854万8,000円とするものでございます。

それでは、歳入につきまして説明いたします。予算書の2ページをお開きください。5款前期高齢者交付金1項前期高齢者交付金は、交付金の額が決定いたしましたので、33万3,000円を計上いたしております。9款繰入金1項他会計繰入金は、保険財政基盤安定繰入金の額及び財政安定化支援事業繰入金の額が確定いたしましたので、82万8,000円を計上いたしております。11款諸収入3項雑入につきましては872万2,000円を減額することで収支を調整いたしております。

次に、歳出につきまして説明いたします。3ページをお開きください。3款後期高齢者支援金、4款前期高齢者納付金、6款介護納付金につきましては、平成28年度分の確定額に伴う補正となります。以上が今回の補正の主な内容でございます。

なお、説明資料といたしまして、平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に関する説明書を添付しておりますので、ご参照願います。ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（河野龍二委員）

提案理由の説明をいただきました。これから質疑を行います。

説明書の方で質疑を行った方が良いかと思っておりますので、金額もページ数もそんな多くないので、歳入、歳出同時に質疑を行いたいと思っております。質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

説明書の11ページの方の6款の介護給付金がマイナスで。マイナスになったということは予想よりも何か減ったわけでしょうから、何か、どういう予想違いがあったのか、何かそういうのが分かれば、お願いします。

○委員長（河野龍二委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

6款の介護納付金につきましては、10月に社会保険診療報酬支払基金の方から変更の決定が来たんですけれども、これは10月からの社会保険の適用の拡大、パートタイムの労働者とかの分が適用の拡大がされまして、それに伴う変更があったということで、補正を上げております。

○委員長（河野龍二委員）

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（分部和弘委員）

委員長交代いたします。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

それでは歳入歳出と関わるこの歳入欠かん補填収入ですが、今回の補正で27年度に補填した金額8,241万5,000円までなるということですよ。これ先ほど30年以降ももしかしたら残るかもしれないというふうな話が出ていましたけど、予測としてこの28年度末でどれくらいになる、その辺は全く皆目見当がつかないとか、これも、いわば計画的に一定するならばそういう計画を持っていた方が良いんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺の検討はされてらっしゃるのか。ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それにつきましてはやっぱり検討がついてないというのが状況になります。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

内部の協議もなかなかやっぱりこうできる状況じゃないと。もう本当に財源がもう無いと言ったら無いという状況なんですか。そのどうしようかという協議も全くされていない状況なのか、ちょっとその辺をお伺いしたいと思いますけども。

○委員（分部和弘委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それにつきましては協議をする余地も無いと言いますか、見込みが立たないので協議をやりようも無いというところもありまして、ほとんどしてない状況になります。

○委員（分部和弘委員）

委員長交代します。

○委員長（河野龍二委員）

委員長交代します。

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まずは、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第90号平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案通り可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

本常任委員会に付託を受けました議案第91号平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

皆さんおはようございます。それでは、議案第91号平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。それでは、予算書の2ページ、3ページをお開き願います。今回の補正は歳入歳出それぞれ2億28万5,000円を増額いたしまして、補正後の総額を歳入歳出総額10億977万3,000円とするものでございます。それでは、特別会計補正予算（第3号）に関する説明書でご説明申し上げます。

6ページ、7ページをお開き願います。歳入でございます。1款国庫補助金1項1目1節土地区画整理費補助金1億1,000万円の増額でございますが、国の補正予算通過により増額補正を行っております。2款県支出金1項1目1節土地区画整理費補助金2,000万円の増額でございますが、これも国の補正予算通過により増額補正を行っ

ております。3款繰入金1項1目1節一般会計繰入金7,028万5,000円の増額でございますが、これは給与改定に伴う人件費の増額分と国庫補助金の補正内示に伴う補助裏分を一般会計より繰り入れする増額補正でございます。

次に、歳出でございます。10ページ、11ページをお開き願います。1款1項1目土地区画整理総務費の28万5,000円の増額の内訳でございますが、給与改定に伴う人件費2節給料7万1,000円、3節職員手当等21万4,000円それぞれ増額しております。2目高田南地区区画整理事業費13節委託料2億円の増額でございますが、国庫補助金の補正内示により増額いたしております。

以上で都市計画課所管の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。工事内容につきましては、今から参事の方が説明を申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

山口参事。

○参事（山口新吾君）

今回補正をお願いしております事業費で言いますと2億円の分の工事箇所につきまして、説明をさせていただきます。現在、区画整理事業が全体で49.8ヘクタールということで、いつもの図面なんですけれども、黒の所が事業が完了している区間ということで、現在28年度におきまして工事をしている所が、現在浦上水源地の上の部分の南東部の補強土壁工を現在工事しておりますけれども、その部分と高田越トンネルの先、だいたい80メートル程度行った所まで完成をしているんですけれども、これから先の高田越中央線という都市計画道路、この事業に充てようではないかということで考えております。工事内容につきましては、高田越中央道路築造工事ということで、延長が240メートル、幅員が12メートルの道路ですけれども、側溝の整備や舗装工、それから、これを工事することによりまして、どうしてもこれは止められない、通行をどうしてもしながら工事をするということで、この地区内に仮設道路を作ったりとかして、工事を進めていこうというふうに計画をしております。それから、こちらの補強土壁工、これも平成29年度までの2カ年工事で工事を施工しておりますので、後年の事業費に充てようということで今のところ考えております。事業費の配分につきましては、現在半分ぐらい事業費を配分しようかなというふうには考えておりますけれども、これも事業の進捗によってどちらに配分を多くするか、そういうことは高田の事業所と協議をしながら、進めていきたいというふうに考えております。以上簡単ですけれども説明を終わります。

○委員長（河野龍二委員）

ただいま提案理由の説明をいただきました。

これから質疑を行います。これもページ上は少ないので、歳入歳出同時に行いたいと思います。質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

今、新しく高田越中央線が出ましたけども、今のところ240メートルが予定と聞いたわけですが、これの高田中央線の最後の中学校まで出て、ちょっとまだあれ、なるような気がするわけですが、これから先の総延長の残り何メートルあってどれだけの年度がかかってくるのか、ちょっとそこのところお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

山口参事。

○参事（山口新吾君）

高田越中央線につきましては、全体で認可の延長が1キロございますけれども、これにつきましては、県道から西友の方に抜ける道、これが道ノ尾駅前線と接続する所から高田南の地区外の所までで約1,000メートルなんですけれども、今現在こちらからここまでがあれなんですけれども、ここで未施工の部分、全体の1,000メートルのうち520メートルが完成しておりますので、残りの479メートルを未施工ということで今後施工していくということになります。本年度240メートルほど上げておりますけれども、今後、事業年度内に完成をしたいということで、はっきり残りの分の完成年度というのは、今のところよく分からないというような状況なんですけれども。

○委員長（河野龍二委員）

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

高田越中央線の施工に関しては、旧三千隠線というのが高田中学校の正門から水源地の方に旧道がございます。この道路も通行止めまたはその下に水路がございます。この施工がなかなか難しく、高田中学校の所の高さで水源地の高さの所まではかなり落差があるんです。その水路を先に入れてやらないと、三千隠線の道路を通行止め、多分一時通行止めをしながら工事に入っていくんですけども、どちらかを生かしていかないと職業訓練校からトンネルの方に行けない、行ける道があるんですが、これの通行に支障が来すと。だから、この分に関しては水路と旧三千隠線の道路との兼ね合いを見たところで一気に工事をしていかないと、だらだらとしてしまえばかなりそこで通行に支障が来しますので、今高田の事務所の方も、そのところの工事のやり方、当然高田越中央線には、下水道の管と水道の管も入れないと、今少し完成している宅地側にはインフラの整備が出来ませんのでそういったところの兼ね合いもあるんです。だから、とりあえず今高田越中央線の整備の方にちょっとお金を今つけている状態であるんですけども。もしかしたら、南東部の道の尾公園側の切り土の方にもかしたら入る可能性も出てくるんです。そうしないと、先ほどから言います高田越中央線は一気にしていかないと、交通の支障に來たしますので、そういったところも高田事務所の方では検討はしております。以上でございます。

○委員長（河野龍二委員）

他にありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

今の工事の予定工法は、説明していただいてよく分かるんですけども、例えば三千隠線に水路を入れて止めたとなった場合に、振替の道路が、高田中学校の上の方から下までおりる道路を一緒にほぼ同時期につけていただかないと、あそこ確か通学路なんですよ。だからそういうふうな不便が来たすので、出来ればそこだけ仮設というか、下から上って行く道路をアスファルト舗装してつけて上がれってということもちょっと頭の中に入れていっていただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

1番きつい質問でございます。先ほどから言いますとおり、旧三千隠線と高田越中央線というのは今も使っている道なんです。今西岡委員が言われている道ノ尾水源地的な方から高田中学校まで上がっていく道というのも水路を入れてしまいますので、いずれ通行止めが出てきます。それと、それに合わせて三千隠線というのが真ん中にS字で入ってくるんですけども、この道も開通していない状態で、旧三千隠線の工事に入ると、一切あの区間は人が入れない所になってしまいます。そこで、現在高田の事務所と協議をしながらやっています。その旧三千隠線の工事を入れる時には、区域外の山手の方に仮設を回すか、当然車は多分無理だと思います。だから、人の通行が出来る程度の迂回路を持って来るか、それとも新三千隠線のS字型の道路を先に作ってという計画もあるんですけども、三千隠線を作ると、どうしてもその土工自体で重機がもう入れ代わり立ち代わり入ってくるんです。だから真ん中のS字の新三千隠線の方は、その全ての土工をしながら仮設として使うというのはちょっと危険な所があるので、良ければ区域外の方にちょっと協力をしていただいて、そちらの方に歩行者だけでも通学路みたいな感じで作るのも1番、そちらの方がベストじゃないかなと思うんです。当然、今使われている人たちは、長商から越えて職業訓練校から来て、全然区域外の人なんです。私たちは、その生活道路というのは三千隠線からちょっと上がった右手にちょっとした住宅地があるんです。この人たちがどちらの方に行くかちょっと分からないんですけども、どうしてもその下の方の団地の人たちは車を使われれば、下へそのまま水源地の方を通過して道ノ尾駅側に出るというルートが選べるんです。上から長商、サニータウンとかまなび野から通ってくる人たちの近道で使われているのであれば、その人たちはそのままトンネルの方に行ってもらいたい。もうそうしないと工事ができないんです。これを片側とかしていけば、あそこかなり土を盛っていきますので、まず危険が、工事にとってはもう危険が伴いますので、そういったところも高田事務所で施工計画を今立ててる状態でございます。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

松邨理事の答弁のとおり、よく現状分析していると思います。確かにほぼ近道で来られる。地元の方は、先ほど私が質疑したように子供たちの通学路は第一義的なんです、あそこは。車は通るといのはほぼ地元の人たちは少ない。で、長崎商業の方から入ってきてあそこに出るか。高田中学校の方から下りてきて、すぐに出るかどちらかなんです。ほとんどもうサニータウンの方から長商から上って下ってくるっていう形なので、そこは地元優先でまず車を考えずに子供たちの通学路という形を優先にして作っていただくべきだというふうに、私も地元の議員としてはそういうふうに思います。それを優先して作っていただけるように要望というか、答弁要りませんので、お願いしたいというふうに思います。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

県からせっかく出向で部長がお見えになっていますから、ちょっとお尋ねしたい。活力創出基盤整備交付金、これは結局、今度単発で出たような感じがするんだけど、継続的にこれはずっと金額的に出るとかどうかということと、これを基盤として、基準として、今後の高田南土地地区画整理事業の予算立てに使っていただけるというのはちょっと分からないので教えて下さい。

○委員長（河野龍二委員）

緒方部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

この交付金と言うのは、通常の社会資本整備交付金でございまして、従来から高田南の方で活用させていただいている交付金でございます。今回は国の経済対策の補正ということで、県に要望しましたところ、2億円の補正をいただきましたので、今回追加で予算計上しているところでございます。来年度は通常、これまでと同じような形で予算要望を今、国の方も予算として29年度当初予算を作成しておりますので、予算成立しましたら3月末か4月頭に内示があるかとは思いますが、今、例年通り本要望しているところでございます。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

それで私もちょっと県議会のあれで、ちょっと資料を見ていて約2億の金が出たということだったから、この事業費をどんな形で使うのかなということだいでいぶ考えていたんです。今中央線と三千隠分の補強に使うんだけど、そしたらこの2億っていうのは今

後出するという可能性はまだ分からないということで理解して良いんですね。通常の今社会整備の方の金額でずっと推移をして計画をしていくというふうに理解して良いわけですね。

○委員長（河野龍二委員）

緒方部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

委員おっしゃるとおり、通常予算は例年、対前年度比プラス1.0程度でここ数年予算がついているかと思えます、国全体として。補正はその時、その時に国の方は経済対策としてやられていますので、こういう時に要望していきますと割と事業費をつけてもらいやすいというところがありますので、県としましても事業進捗のために補正等があれば積極的に要望していくという形です。通常予算というのが対前年比1.0という形でここ数年限られていますので、補正等の際に要望して予算を獲得するという形で事業進めているというのが、ここ数年の実情でございます。以上でございます。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

内容は分かりました。その要望というのは、県内全部いろんな要望があるわけでしょうけど、どのような要望活動をされているか。この金額がもう既に高田南が231億使っていますよね。今その進捗でまだ半分ぐらいちょっと上ったぐらいで、まだまだお金はかかるわけですけど。そういうその行政の担当課としてのその要望活動というんですか、それがちょっと私たちも見づらいんですけど、見えづらいもんだから。私たちは国に陳情したりしに行くんですけど、担当課としてはどんな形の要望活動をやっているか、その辺をちょっと教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

緒方部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

我々も毎年要望、まず事業費の要望、それは国に対して毎年当初予算として要望するんですけども、その要望額に対して、国には確保できる予算というのが限られてございます。大体内示率が一般的に、ここ数年、前後はあるんですけど、だいたい50%程度の時もございます。例えば2億円、来年度事業費要望しても1億しかつかないとか、そういう内示率が低い状況に今、国全体、日本全体そういう状況になっております。そういう中で、町としての国に対して要望でございますけれども、国土交通省あるいは財務省に対しまして、町長をはじめ要望活動に行くわけですけども。長与町の事業に対して、要望額をなるべく満額つけていただけるようお願いをするような要望活動を行っております。以上でございます。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

ちょっと確認を含めてお尋ねしたいんですけれども、その高田越中央線が240メートルで今度の補正で1億かけてするということと、先ほど言われたように通行止めをしないとできないだろうというお話だったので、今年度中に、あと今年度3カ月ぐらいですけれども、それで行うということで理解して良いのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

今議員おっしゃるとおり、28年度の補正予算なんです。だから28年度と言えば29年3月までの工事なんです。工事が遅れるというような繰越っていう手も当然、補正ですので使えないことではない。だから、先ほどから言いますとおり高田越中央線を例えば7月まで繰り越して、7月までに出来るかと言えば、ちょっと工事のボリュームとかそういったところでちょっと厳しいかなと。だから、今、高田事務所の方も考えているのが、補強土工の方をメインに上げていかないと、来年度も同じ所をするんです。同じような金額の要望をしていきますので、先ほどちょっと私が言いました来年度の予算の先食いという形で考えれば補強土工の方が1番メリットがあるのかなと。どっちみち下を上げないと上を切ることができないんです。だから、あちこち虫食い状態で工事をするより先に下を上げていった方が良いのではないかと。ただし、高田越中央線もトンネル過ぎて、工事が今ストップしている状態で長い時間かかっていますので、何らかそちらの方も拡幅はやりたいんですけれども、先ほどから言います通り、あそこが工事する道の幅が狭いんです。その中で片側通行とかするものなかなか難しいので、出来れば下の方を一気に終わらせて、次の年度、次の年度で工事をしていった方が、工事のスピード的にはそちらが早いんじゃないかということと高田事務所の方でも協議をしますんで、そういう状況でございます。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

ということなので、28年度中に一応終了すると。3カ月ぐらいその通行止めをするのかという確認をしたかったんですけど、そのあたりを再度お願いしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

この工事の予定というのはあくまでも予定の箇所なんです。だから3カ月でその工事は多分不可能です。下の補強土工の方とあと工事しやすい所、で工期が短いのでその分出来る所を高田事務所の方と調整をしながら行くという形です。あくまでも高

田越中央線は予定に上がっていますが、どうしても来年度の下補強土工の工事の方も大きいんです、金額的には。だから、そちらの方に回すこともやぶさかではないというところで、今計画を考えております。

○委員長（河野龍二委員）

緒方部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

今予定で1億ということですので、県議会も先日補正予算については通ったばかりですので、これから1億の工事、特にその道路工事を3月までに終わらせるというのは非常に難しいじゃないかなと思います。例年補正予算等であれば、先に債務を取りまして、適正工期を取りまして、発注した手法も近年行われておりますので、まだ確認は出来ておりませんが、場合によってはあらかじめ先に繰越手続を取った上で発注するという形も考えられるんじゃないかと。大型工事で発注する場合はですね。今理事申します通り下の工事、今既に発注済みの擁壁工事とどの程度こう金額やりとりするかという調整もございますので、その辺今後、高田事務所が詰めるかと思っております。あと、中央線ですけども、工事に入っても今回の工事は通行止めをするわけではございませんで、ちゃんと迂回路、仮設道路をつくりまして、今回の工事は通行止めせずに、施工する予定にはなっておりますので、仮に3カ月間、先ほどおっしゃいましたけども、通行止めは工事中には予定はしておりませんということです。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今に関連してですけども、そもそも補正を上げて、補正の事業の内容ということで中央線を言われたわけですね。それで中央線をまずやられるのか、やられないのか、先ほど下を優先すべきじゃないかとか、どうもその説明を聞いていて、するとかせんとかはつきりよう分からんわけですよ。先ほどの説明では中央線とその下の部分をやるというような説明だったんですけど。それと、現状が高田中の正門から今の旧道というのがもう・・・も悪くて、非常に交通量が増えて危ないような状況なんですよ。これを見とったら、どうもあの高田中学校の正門ぐらいの既存の道路に取りつけるのかなという感じをしているんですけども、もしそうした場合に、完成断面で仕上げんにしてでも車の通行だけをそちら側に移すのかというのが、ちょっと気になるんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

今回の補正の金額につきましては、急遽という形で、当初はもう最初から予定をしてないので、通常の年間の補助金の申請の中で工事をしていくんですけども、今回は経済

対策という形で急遽補正が出てきました。そこに対応する工事箇所という形で候補として下の補強土工と上の高田越中央線という形で上げて要望したんです、申請を。で、そのまま要望どおりついたわけです。ところが、どうしてもその高田越中央線、先ほどから言いますとおり、1億円の配分としては1億1億という形でしているんですけども、その中の工事のボリュームから考えてしまえば、いきなり完成断面でいけるとはちょっと到底思えない。だから、工事を長引かせて迂回路とか仮設で、また仮設にすれば、また足りない金が出てくるんです。だからさっきから言うように、一気に工事終わらせたい、仮設が要らないように。ただ、工事をする時は仮設の道路というのは当然必要なんです。ただそれを1年2年放っておくような仮設の道路の使い方はしたくない、一気に終わらせたいので、下の補強土工の所を先に早く終わらせた方が仮設の費用が要らないので、そちらの方が得じゃないかというところなんです。だから、高田越中央線に入ったら一気にその1年間の中で工事をしたりとか、繰越が入ってくるかどうか分からないです。その中で工事をしたいので、今回中途半端に高田越中央線に手をつけるより、今、下の補強土工を上げた方がボリューム的に工事の量的には進むんじゃないかと。仮設でしたらまた仮設の歩道のアスファルト分を剥ぎ取って、また付け替えたりしなくてはいけなくて、足りない金が入ってくるんです。だからそういうのをあまり使えないので、出来れば下の方からどんと上げていってしまっ、今度上にぼんと一気に入っていくというやり方を高田事務所の方ともやりとりをしているところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

要はするかしないか、まだはっきりしてないということですよね、今から協議して決める。ただ候補としてここを説明したということですよね。分かりました。

○委員長（河野龍二委員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第91号長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

休憩に入ります。再開は本会議終了後となりますので、よろしくお願ひします。

（休憩 11時44分～13時42分）

○委員長（河野龍二君）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

本定例会におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第92号、平成28年度長与町下水道事業会計補正予算第1号の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

木島局長。

○水道局長（木島英利君）

議案の御審議を賜ります前に、議案に関する説明書に誤りがありましたので、お配りしております用紙のとおり訂正をお願いしたいと思います。訂正箇所といたしましては、平成28年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書2枚目、3行目の、支出を収入に訂正をよろしくお願いしたいと思っております。

それでは、水道局所管の議案第92号、平成28年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、下水道課長以下、関係職員により御説明をいたしたいと思います。

○委員長（河野龍二君）

濱課長。

○下水道課長（濱伸二君）

それでは、議案第92号、平成28年度、長与町下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、第2条資本的収入及び支出の収入におきまして、第1款資本的収入で、371万3,000円の増額補正を行い、資本的収入総額を1億2,449万1,000円とするものでございます。これは補正予算に伴う国庫補助金の増額によるものでございます。以上が補正予算の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二君）

提案理由の説明をいただきました。

これから質疑を行います。議案書でも説明書でも構いません。質疑はありますか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦君）

普通やったら収入があつて何か支出があるから収入があるという、普通考えるが、支出の方は関係ないわけ、その収入だけであつて、それをどこに充てるというのは、特別な指定がないわけですかね。普通やったらなんか、収入があつて何かに支出をするという普通の捉え方が一般的な、関係ない、ちょっとそこんこの説明を。

○委員長（河野龍二君）

濱課長。

○下水道課長（濱伸二君）

今回の補正におきましては、収入のみということで提案させております。これは、補

てん財源を今、下水道事業の中で当てているというところに補助金を投入するという形で支出総額の変更はしないという形で今回考えております。本来であれば、収入のみですので、議案にかける義務はないということで財政より伺ったんですけど、今回、補助金が補正として付いたのを議員の方々に、お知らせする機会がいつあるかということで、伺ったところ、もう来年の決算の時しかないという形で伺いましたもので、今回、収入のみではありましたが、議員の方々にお知らせしたいということで提案をさせていただきました。以上であります。

○委員長（河野龍二君）

質疑をしたいので委員長交代します。

○委員（分部和弘君）

委員長交代いたします。

河野委員。

○委員長（河野龍二君）

今の説明会ですと、補てん財源に対する補助金ということで、補てん財源というのは、一般会計から来るその補てん財源と見ていいんですかね。そこら辺を再度お願いしたいと思います。

○委員（分部和弘君）

濱課長。

○下水道課長（濱伸二君）

一般財源からの補てんではなくて、下水道事業会計の場合は、消費税及び地方消費税資本的資本調整額とか、過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金を補てん財源としております。それを減額することによって、補助金に充てるという形で考えております。

○委員（分部和弘君）

河野委員。

○委員長（河野龍二君）

今まで資本的収入支出でなかなか合わないといって、そこでいろんな財源を使って補てんをするというふうな公会計上そういうふうにやりましたよね。この補てん財源を減額するのに、国庫補助が来るという理由は、もう一つよく理解できないんですけども、ちょっとわかりやすくお願いできればと思います。

○委員（分部和弘君）

濱課長。

○下水道課長（濱伸二君）

本来は補助金が来るから補てん財源を減らすという形の補正になります。以上です。

○委員（分部和弘君）

河野委員。

○委員長（河野龍二君）

それでは、通常、補てん財源に充てる補助金というのが、毎年度毎年度、なかなかあんまりクローズアップされることがないですけども、あるのはあるんですかね、そこだけ確認して終わりたいと。

○委員（分部和弘君）

木島局長。

○水道局長（木島英利君）

補てん財源に充てる補助という形ではなくて、事業をする中に、補助の増加が対象事業費が増加したということで、補助が多くもらえるという形になりますものですから、その分補てん財源を減額さしていただく形になります。

○委員（分部和弘君）

委員長交代します。

○委員長（河野龍二君）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦君）

今でこういう部類の上程の仕方、あるいはあったけども、先ほど言った余り議会にかけなくていいという判断があったけども、したということであったけれども、何か今までも過去にあってるわけですか。初めてこうやって上げたのか、あったけど上げなかったのか。ちょっとそこんところ。

○委員長（河野龍二君）

木島局長。

○水道局長（木島英利君）

補助金の増加自体はあったのかもしれませんが、その辺は過去のごことはちょっと今のところはっきりわかりません。今回した金額が、370万ほどですので金額も大きくあるものですから、今回補正を上げさせていただいたような形になります。また、少額の場合で上げてない場合もあったのか、その辺はちょっとわかりかねるところになります。

○委員長（河野龍二君）

ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めますこれで討論を終わります。

これから議案第92号、平成28年度長与町下水道事業会計補正予算第1号の件を採決します。原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

2時5分まで休憩いたします。

（休憩13時53分～14時02分）

○委員長（河野龍二君）

それでは休憩前に引き続き、所管事務調査、公園遊具の管理状況についての件を議題といたします。

調査事項についての説明を求めます。なにか説明あります。

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

公園の管理につきまして、概要でございますが、御説明をさせていただきます。

土木管理課で所管をしております公園は94カ所ございまして、これは北陽台、榎の鼻の3カ所の公園の分も含めまして、94カ所でございます。そのうち、中尾城公園をはじめまして遊具がございまして公園は69カ所でございます。69カ所公園がございまして、遊具の数は240個でございます。この240個の中に、北陽台の分は入っておりません。したがって、27年度までは69公園の240個、この遊具につきまして点検をさせていただいております。

この分の調査につきましては目視及びさわった触診、それとハンマー等による打音の検査を行っております。磨耗とかですね、腐食がないかどうか。異常音がないかどうかということで検査をいたしております。

27年度の検査結果に起因して入れかえたのが、百合ヶ丘公園シーソー入れ替え工事を行っております。28年につきましても、戸別当公園及び満永公園の遊具につきましても28年度は修理を行っておりますところでございます。

スパイラルスライダーにつきましては、この検査とは別に専門的な業者に検査を行っておりますところでございます。今のところ調査結果につきましては以上でございます。

○委員長（河野龍二君）

それでは、私の方が調査事項の中で、少し上げてたのが、中尾城公園のスパイラルスライダーの事故が本会議でも、話題になって、本町の公園遊具でのこうした事故ですね、過去も含めて、損害賠償等々の請求があるような事故が過去も含めてあったのかですね。その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

損害賠償等につきましては、中尾城公園で本会議でもお話をしました。事故については12件ございます。スパイラルスライダーにつきまして12件、それと草スキーにつきまして3件事故がっております。それではほかの公園、今、街区公園、それと都市公園等とございますが、これについての遊具についての事故は、今のところあっておりません。ちょっと坂で滑ったよとかですね、歩いて行きよってちょっとつまずいたとかいう事故はあってるみたいでございまして、遊具に関してはございません。以上です。

○委員長（河野龍二君）

ここからはちょっと休憩して皆さんちょっと自由に意見が出るようにしたいと思います。

すので休憩したいと思います。

(休憩 14時06分～15時15分)

○委員長（河野龍二君）

それでは休憩前に引き続き委員会を再開いたします。今現地を見てきましたけども、見た中で皆さん方から質疑ありますか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦君）

道路とか公園とかでもすべていいわけ。スパイラルですかね、その基本的にはどういう方向で、ちょっと話が出とったとが、直接どうするのか、幅をどうするのか、あそこで現地でやったけども、そういうことを終了して、再開するという基本姿勢になってるわけですかね。それとまず費用がどれくらいかかるのか。何年度ぐらいに何月とか、そういうのが再開できるか。そのこのところ。

○委員長（河野龍二君）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えさせていただきます。スパイラルダーにつきましては、原因となっております直線部分の角度の問題、それと直線から出口までのカーブの問題、それと滑り台の幅の問題、この三つの点がございます。現在のところ、今年度調査を行っております。この調査につきましては、材質がステンレスでございまして、その部分の加工がなかなか難しいところがございますので、その加工が曲げることができるのか。それで、当然カーブのところを真っ直ぐするので、結構曲げないといけないもんですから、曲げることができるのか。そのへんを現在調査を行っておるところでございます。できますよということであれば、29年度に詳細設計を行いまして、その金額によりますけども、補修の方を手がけていきたいというふうに考えておりますが、詳細設計がまずは終わらないと何と考えておりますが、金額等々も問題もございますので、まずは詳細設計まではできるよということになれば、詳細設計の方を・・いただきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○委員長（河野龍二君）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦君）

今の壁というか、覆っているあれは、一枚ものでさあと来てるのか、それとも継ぎ接ぎ、どっかでやっぱりカーブカーブがどっかで、次をやってきてんのか。そして今度する場合にはもうストレートの一枚ものでやるのか、そういうところの今の状況をお尋ねします。

○委員長（河野龍二君）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

スパイラルスライダーにつきましては、今現在1枚ものでございます。恐らく工場加工して、あそこに持っていったのかなと。ただの一枚もので持ってくるのがなかなか大きいものですから、どっかで切ってはいるんだろうと思われませんが、なかなか継ぎ接ぎのところ見いきりませんでしたので、その辺も含めて、今現在調査を行っているというところでございます。以上です。

○委員長（河野龍二君）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦君）

先ほどの角度、カーブ、幅とか、あるいはステンレスだから、いろんな加工が難しい、そういうのを求めて詳細設計をやって予算上見てからということが出たわけですが、それが可能で、不可となれば、完全なる撤退というか、そういう基本的な方針に変わってくるわけですかね。再度お願いします。

○委員長（河野龍二君）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

はい、議員御指摘のとおり、ちょっと加工も難しいですよということであれば当然補修の方がなかなか難しいということですので、それについては、すぐ撤去になるのか、また他に何か良い利用の方法あるか、それについては模索をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（河野龍二君）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で所管事務調査を終了いたします。どうもお疲れさまでした。これで本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

（散会15時20分）

委員長